

# 高規格堤防及びまちづくりニュース

「錦西・錦綾地区の一体整備の着手に向けて」

2025(R7)年1月号

国土交通省 近畿地方整備局  
大和川河川事務所  
堺市 建築都市局 都市整備部  
都市整備担当

## ごあいさつ

平素は、河川行政及び本市行政にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

昨年は高規格堤防と土地区画整理の一体整備の着手に向けた説明会及び個別相談会を開催し、多くの方にご参加いただき改めてお礼申し上げます。皆さまからの貴重なご意見につきましては、今後の一体整備の着手に向けた取組みに活かしてまいります。

さて、本号では昨年の説明会・個別相談会の開催結果のご報告と今後のスケジュールを掲載しております。本号の内容に限らず、疑問や不明な点がございましたら、末尾に掲載しております問合せ先までご連絡いただきましたら幸いです。

引き続き、より丁寧で分かりやすい対応に努めますので、高規格堤防と土地区画整理の一体整備へのご理解・ご協力のほど、よろしくお願いたします。

※本紙「高規格堤防及びまちづくりニュース」は、2009年（平成21年）9月に創刊した広報誌であり、昨年の説明会等の開催を機に発行を再開するものです。  
※過去のまちづくりニュースは堺市ホームページ（右のQRコード）よりご覧いただけます。

（過去のまちづくりニュース）

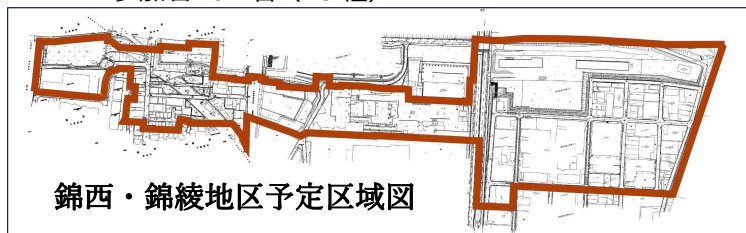


## 説明会のご報告

錦西地区及び錦綾地区に土地・建物をお持ちの権利者の方を対象に、それぞれの地区で説明会を開催しました。

### ■開催日と参加者数

- ・錦綾地区 令和6年5月12日、13日（遠里小野東集会所で開催）  
参加者 39名（29組）
- ・錦西地区 令和6年9月29日、30日（並七第一自治会館で開催）  
参加者 64名（43組）



錦西・錦綾地区予定区域図

## 説明会の状況

### ■錦綾地区

令和6年5月12日（日）開催



令和6年5月13日（月）開催



### ■錦西地区

令和6年9月29日（日）開催



令和6年9月30日（月）開催

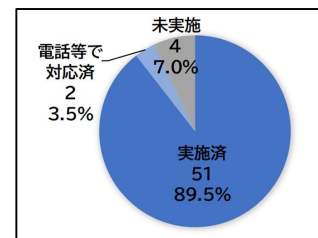


## 個別相談会のご報告

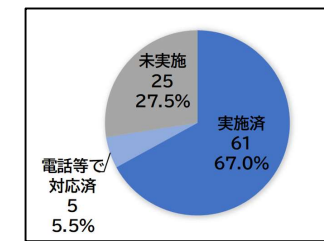
錦西地区及び錦綾地区の説明会開催後に個別相談会を行い、皆さまからのご意見やご意向を個別にお伺いいたしました。

### ■開催日と参加者数

- ・錦綾地区 令和6年7月1日～7月7日（遠里小野東集会所、ご自宅他で実施）  
参加者 53名（対象者数57名中）
- ・錦西地区 令和6年11月25日～12月1日（並七第一自治会館、ご自宅他で実施）  
参加者 66名（対象者数91名中）



【錦綾地区】



【錦西地区】

なお、今回相談会を実施できなかった皆さまにおかれましては、今後、改めて相談会のご案内をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

## ご意見・ご意向について（令和6年12月時点）

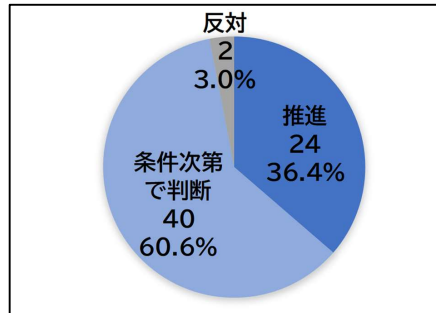
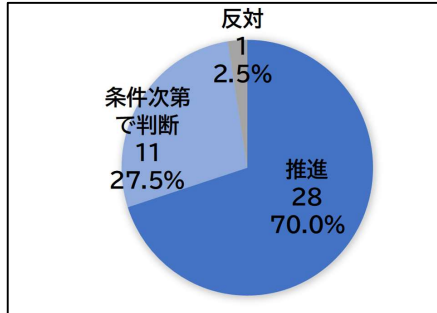
個別相談会において皆さまからお伺いしたご意見・ご意向をまとめました。

※公的機関等を除く。また、共有者等は1名でカウントしています。

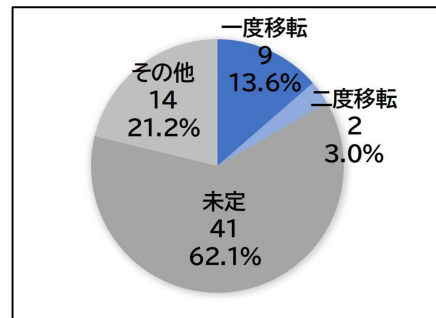
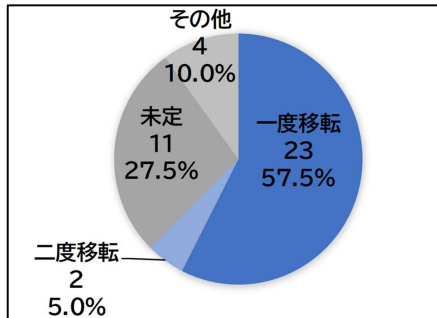
錦綾地区

錦西地区

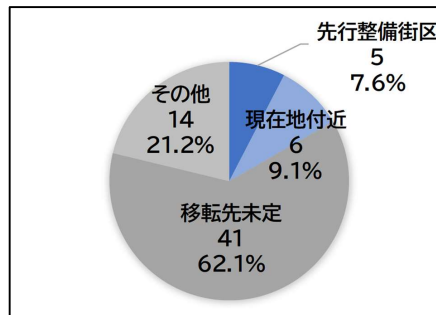
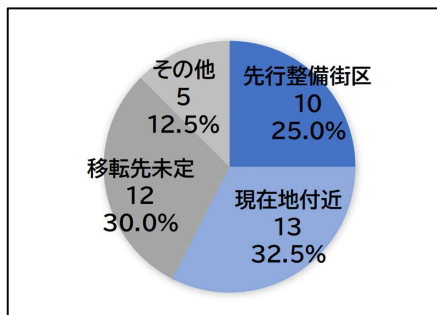
### 1. 事業の実施について



### 2. 移転の希望回数について



### 3. 移転の希望場所について



## 主なご意見・ご質問と回答

ご意見・ご質問	回答
・この事業は何年かかる予定なのか。	三宝地区の状況を見ると、事業期間は10年以上かかる見込みです。
・令和9年度に事業認可を受けた場合、移転はいつ頃になるのか。	【100㎡未満の土地買取を希望の方】 事業認可後、概ね1年から3年の間で買取りの予定です。 【一度移転を希望の方】 先行整備街区へ移転される方は、事業認可後概ね3年から5年の間で移転していただく予定です。 先行整備街区以外へ移転される方は、盛土等の整備工事が完了した後に順次移転していただく予定です。
・補償してもらえる金額は、いつ頃決まるのか。	【二度移転を希望の方】 移転補償の契約完了後に仮住まい先へ移転していただき、盛土等の整備工事が完了した後に元の場所付近に戻っていただきます。 仮住まいの期間は、盛土等の工事の進捗状況により異なりますが、概ね4年から5年となる予定です。 ・移転の2年ほど前から調査に入らせていただき、補償金額を提示し、納得いただいたうえで契約させていただきます。 なお、契約締結後に前金で7割をお支払いし、移転完了（解体）後に残りの3割をお支払いします。
・先行整備街区の阪神高速上部を希望した場合、制限等があるのか。	・土地登記簿謄本の乙区欄（第一順位）に、区分地上権の設定が必要となります。また、地下の道路構造物に影響を及ぼすようなRC構造物、地下室、杭基礎が必要な建物等は建築できません。
・工事期間中の固定資産税はどうなるのか。	・二度移転で仮住居へ移転されている期間は、従前の土地と仮換地の双方ともに使用収益できないため免除されます。
・移転先で住宅を再築する際に融資が必要な場合はどうなるのか。	・住宅金融支援機構による説明会の開催を予定しています。

## 今後のスケジュール（予定）

- R7年1月～3月末 — 引き続き個別相談会を随時実施
- R7年度 — 説明会の開催、個別相談会の実施  
住宅金融支援機構の説明会

▶▶▶ R7年度以降も、R9年度の土地区画整理事業着手に向けた取組みを進めて参ります

## ご意見・ご質問をお聞かせください

高規格堤防及び土地区画整理について、疑問やご不明な点がございましたら、以下までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

◆高規格堤防に関すること  
国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 工務課  
TEL：072-971-1381（代表）FAX：072-971-8879



◆土地区画整理に関すること  
堺市 建築都市局 都市整備部 都市整備担当  
TEL：072-228-7425 FAX：072-228-7897

大和川河川事務所 HP 堺市 HP